

【設備整備】 補助率単価等一覧

1 区分	2 種 目	3 基 準 額	4 対 象 経 費	5 県補助率	6 補助金下限額
へき地診療所	医療器械整備費	1か所当たり 16,500千円	へき地診療所として必要な医療機器購入費	2分の1	1品につき 250,000円
へき地患者 輸送車 (艇)	患者輸送車	(1)マイクロバスの場合 1台当たり 2,829千円 (2)ワゴン車の場合 1台当たり 1,474千円	患者輸送用マイクロバス、 又はワゴン車等の購入費	2分の1	—
	患者輸送艇	1隻当たり 10,198千円	患者輸送艇購入費		—
	患者輸送用雪上車	1台当たり 8,543千円	患者輸送用雪上車購入費		—
	医師往診用小型雪上車	1台当たり 440千円	医師往診用小型雪上車購入費		—
へき地巡回 診療車 (船)	巡回診療車	1台当たり 1,426千円	巡回診療用自動車及び診療車に積載する医療機械器具購入費	2分の1	—
	巡回診療用雪上車	1台当たり 4,241千円	巡回診療用雪上車及び診療用雪上車に積載する医療機械器具購入費		—
	巡回診療船	1隻当たり 9,081千円 (中型の場合は1隻につき 24,982千円)	巡回診療用船舶建造費及び診療船に積載する医療機械器具購入費		—
	歯科巡回診療車	1台当たり 20,000千円	歯科巡回診療用自動車及び診療車に積載する歯科医療機械器具購入費 (例) 歯科用ユニット、デジタルX線装置、オートクレープ、歯科用コンプレッサー、その他診療に必要な機械器具		—

【設備整備】 補助率単価等一覧

1 区分	2 種 目	3 基 準 額	4 対 象 経 費	5 県補助率	6 補助金下限額
過疎地域等 特定診療所	医療機器整備 費	1 か所当たり 16,500千円	過疎地域等特定診療所として 必要な医療機器購入費	4分の3	1品につき 75,000円
休日夜間急 患センター	医療機器等整 備費	(1) 人口10万人以上の場合 1 か所当たり 4,400千円 (ただし、医師が常時3人 以上勤務するセンターにつ いては、11,000千円を限度 とする) (2) 人口5万人以上 10万人未満の場合 1 か所当たり 3,300千円 (ただし、医師が常時3人 以上勤務するセンターにつ いては、8,250千円を限度 とする)	休日夜間急患センターとして 必要な医療機器等の備品 購入費	3分の2	1品につき 66,000円
病院群輪 番制病院及び 共同利用型 病院	医療機器整備 費	1 か所当たり、次の(1)か ら(3)により算出された額 の合計額 (1)医療機器 (2)及び(3)に掲げるもの を除く。) 22,000千円 (ただし、特別に必要なあ る場合は、 110,000千円を限度とす る。) (2)心臓病専用医療機器 6,285千円 (3)脳卒中専用医療機器 6,285千円	病院群輪番制病院として必 要な医療機器又は心臓病及 び脳卒中の重症救急患者の 治療等に必要な専用医療機 器の購入費	3分の2	1品につき 200,000円
	心電図受信装 置	1 か所当たり 2,774千円	心電図受信装置の購入費		—

【設備整備】補助率単価等一覧

1 区分	2 種 目	3 基 準 額	4 対 象 経 費	5 県補助率	6 補助金下限額	
救命救急センター	医療機器整備費	<p>1 か所当たり、次の(1)から(5)により算出された額の合計額</p> <p>(1)医療機器 (2)から(5)に掲げるものを除く。 256,300千円</p> <p>(ただし、30床未満の場合は、1床当たり8,470千円を減額し、重症熱傷医療を行う場合は、1か所当たり44,000千円を加算することができる。)</p> <p>(2)心臓病専用医療機器 62,856千円</p> <p>(3)脳卒中専用医療機器 62,856千円</p> <p>(4)小児救急専用医療機器 62,856千円</p> <p>(5)重症外傷専用医療機器 62,856千円</p>	救命救急センターとして必要な医療機器及び重症熱傷患者用備品等の購入費	3分の2	1品につき200,000円	
	心電図受信装置	1か所当たり 2,774千円	心電図受信装置の購入費			—
	無線装置	1か所当たり 1,100千円	「救急医療対策事業実施要綱」の第6により配備するドクターヘリとの通信に必要な無線装置の購入費			—
	ドクターカー	1か所当たり 58,737千円	ドクターカー及びドクターカーに搭載する医療機器等の購入費			4分の3
病院間の患者輸送のための病院救急車促進設備整備事業	病院救急車	1カ所あたり 26,966千円	病院救急車及び病院救急車に搭載する医療機器等の購入費	2分の1	—	
		1か所当たり 26,400千円				

【設備整備】補助率単価等一覧

1 区分	2 種 目	3 基 準 額	4 対 象 経 費	5 県補助率	6 補助金下限額
小児医療施設	医療機器整備費	(新生児集中治療管理室に必要な医療機械を整備する場合にあつては9,900千円に新生児集中治療管理病床1床当たり1,650千円をそれぞれ加算した額とする。ただし、16,500千円を限度とする。)	小児医療施設として必要な医療機器等(新生児集中治療管理室に必要な医療機器を含む。)の備品購入費	3分の2	1品につき 200,000円

【設備整備】 補助率単価等一覧

1 区分	2 種 目	3 基 準 額	4 対 象 経 費	5 県補助率	6 補助金下限額
周産期医療施設	医療機器整備費	1 か所当たり 31,975千円	周産期医療施設として必要な医療機器等（母体・胎児集中治療管理室に必要な医療機器を含む）の備品購入費	3分の2	1 品につき 200,000円
	ドクターカー	1 か所当たり 32,039千円	ドクターカー及びドクターカーに搭載する医療機器等の備品購入費		—
基幹災害拠点病院	医療機器等整備費	1 か所当たり 32,039千円	基幹災害拠点病院として必要な医療機器等の購入費	3分の2	1 か所につき 200,000円
	緊急車両	1 か所当たり 31,865千円 （ただし、外部給電器を購入する場合は、2,200千円加算する。）	緊急車両（緊急車両に常備する携行式の応急用医療資器材、テント、発電機等設備及び外部給電器を含む。）の購入費		—
地域災害拠点病院	医療機器等整備費	1 か所当たり 19,224千円	地域災害拠点病院として必要な医療機器等の購入費	3分の2	1 か所につき 200,000円
	緊急車両	1 か所当たり 31,865千円 （ただし、外部給電器を購入する場合は、2,200千円加算する。）	緊急車両（緊急車両に常備する携行式の応急用医療資器材、テント、発電機等設備及び外部給電器を含む。）の購入費		—
へき地医療拠点病院	医療機器整備費	1 か所当たり 55,000千円	へき地医療拠点病院として必要な医療機器購入費	10分の10	1 品につき 500,000円
	歯科医療機器等整備費	1 か所当たり 27,500千円	へき地医療拠点病院として必要な歯科医療機器等購入費		1 品につき 100,000 円

【設備整備】補助率単価等一覧

1 区分	2 種 目	3 基 準 額	4 対 象 経 費	5 県補助率	6 補助金下限額
遠隔医療設備	遠隔医療設備整備費	<p>1 か所当たり、次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>1 遠隔病理診断 (1) 支援側医療機関 4,598千円 (2) 依頼側医療機関 14,198千円</p> <p>2 遠隔画像診断及び助言 (1) 支援側医療機関 16,390千円 (2) 依頼側医療機関 14,855千円</p> <p>3 遠隔手術指導 5,580千円</p> <p>4 オンライン診療装置 2,660千円</p>	遠隔医療の実施に必要なコンピュータ及び付属機器等の購入費	2分の1	1 か所につき 150,000円
がん診療施設	医療機器等	<p>1 か所当たり 32,400千円</p> <p>(ただし、1品目の価格が54,000千円を超えるもので知事が認めるものについては、32,400千円を超えない範囲で加算することができる。)</p>	がん診療施設として必要ながんの医療機器及び臨床検査機器等の備品購入費	3分の1	1品につき 100,000円
人工腎臓装置不足地域	人工腎臓装置	<p>1 か所当たり</p> <p>(1) 多人数用 14,080千円</p> <p>(2) 単身用 7,150千円</p>	人工腎臓装置の購入費	3分の1	1品につき 100,000円
NBC災害・テロ対策	NBC災害・テロ対策用医療機器等	1 か所当たり 33,762千円	NBC災害及びテロ発生時における災害・救急医療提供体制整備に必要な医療機器等の購入費	10分の10	—
共同利用施設	共同利用高額医療機器	1 か所当たり 220,000千円	共同利用施設又は地域医療支援病院として必要な共同利用高額医療機器の購入費	3分の1	1品につき 1,000,000円

【設備整備】補助率単価等一覧

1 区分	2 種 目	3 基 準 額	4 対 象 経 費	5 県補助率	6 補助金下限額
医学的リハビリテーション施設	医療機器	1 か所当たり 10,800千円	医学的リハビリテーション施設として必要な医療機器の備品購入費	3分の1	1品につき 33,000円
へき地・離島診療支援システム	情報通信機器	1 か所当たり (1) 支援側医療機関 7,857千円 (2) 依頼側医療機関 7,857千円 (ただし、支援側、依頼側のいずれか一方が他方を含む整備を行い、かつ、他方に機器を貸与する場合は1と2の合算額とすることができる。)	へき地・離島における診療支援に必要な画像伝送・受信システム、テレビ会議システム及び附属機器等の購入費	2分の1	—
内視鏡訓練施設	手術台等	1 か所当たり 220,000千円	内視鏡手術の研修に必要な手術台、麻酔器、无影灯、スコープ、光源装置等の購入費	10分の10	—
産科医療機関	医療機器整備費	1 か所当たり 17,035千円	産科医療機関として必要な医療機器購入費	2分の1	1品につき 100,000円
分娩取扱施設	医療機器整備費	1 か所当たり 17,035千円	分娩取扱施設として必要な医療機器購入費	2分の1	1品につき 100,000円
解剖・死亡時画像診断等設備整備事業	医療機器等整備費	1 か所当たり (1) 死亡時画像診断室整備の場合 37,180千円 (2) 解剖室等設備の場合 53,700千円	死因究明のための解剖や死亡時画像診断、薬毒物検査の実施に必要な設備及び医療機器購入費（解剖台、薬物検査機器、CT、MRI等）	2分の1	—
実践的手術手技向上研修実施機関	医療機器等	1 か所当たり 71,191千円	実践的手術手技向上研修実施機関として必要な医療機器等購入費	2分の1	—
在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業	簡易自家発電装置等整備費	1 台あたり212千円	停電時に貸し出せる簡易自家発電装置等の購入費	2分の1	—

【設備整備】補助率単価等一覧

1 区分	2 種 目	3 基 準 額	4 対 象 経 費	5 県補助率	6 補助金下限額
災害拠点精神科病院等	システム端末等	1 か所あたり 8,676千円	災害拠点精神科病院として必要な広域災害・救急医療情報システム端末等の購入費	3分の2	1品につき 200,000円
回復期リハビリテーション病棟等	医療機器	1 施設あたり 10,800千円	回復期リハビリテーション病棟又は地域包括ケア病棟として必要な医療機器等の備品購入費	2分の1	—